

## 都営住宅等の指定管理者評価委員会 議事録

令和6年7月18日（金）14時10分から  
都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 25

（開会）

片山課長     それでは、お時間になりましたので、「都営住宅等指定管理者評価委員会」を始めます。委員会設置要綱第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席がありますので、本委員会は有効に成立しています。

また、同条第6項の規定により、本委員会の会議は原則として公開となります。さらに、同条第8項の規定により、議事録及び会議資料は原則としてホームページで公開します。ご承知おきください。

次に、事務局の職員を紹介します。

小町経営改革担当部長です。

小町部長     よろしくお願ひいたします。

片山課長     山本課長代理です。

山本課長代理     よろしくお願ひいたします。

片山課長     岡本主事です。

岡本主事     よろしくお願ひいたします。

片山課長     進行役を務めさせていただきます、管理企画担当課長の片山です。よろしくお願ひいたします。

評価委員会の開始に先立ちまして、小町部長より一言ご挨拶申し上げます。

小町部長     都営住宅経営部経営改革担当部長の小町と申します。着座にてご挨拶をさせていただきます。失礼いたします。

本日は大変お忙しい中、また、お暑い中、ご出席賜りまして誠にあ

りがとうございます。

今回の評価委員会では平成31年4月からの5年間の指定管理期間の中で最後の年度となります令和5年度の指定管理者の業務や取組につきまして評価をお願いするものでございます。

近年、都営住宅では居住者の高齢化が進むとともに、団地コミュニティの中核を担い、共用部の管理を行うなど、重要な役割を果たしている自治会の担い手が減少するなどしておりまして、指定管理者には多種多様できめ細やかなサービス提供が期待される時代を迎えております。こうした点につきまして、都の政策に積極的に協力を行うとともに、独自の工夫や提案を行い実施できたかは、評価の大きなポイントになると考えております。

こうした観点から、本日は午前中に、板橋幸町アパートにおきまして、「東京みんなでサロン」のプログラムでございませ健康推進フレイル予防を目的とした体操の様子などを見ていただきました。

また、令和5年の行政監査におきまして、公の施設の指定管理がテーマとなりまして、都営住宅の指定管理についても監査が行われました。その結果、公社に対して幾つかの指摘事項がありました。具体的な指摘につきましては後ほどご説明いたしますが、この点も評価のポイントとなるものでございます。

委員の皆様には専門的な見地からのご評価を頂きますとともに、幅広い角度から忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。

本日は限られた時間の中で誠に恐縮ではございますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

片山課長        それでは、資料の確認をさせていただきます。

次第1ページに記載のとおり、資料は1から10までとなっております。よろしいでしょうか。

委員会設置要綱第2条第3項の規定により、委員の互選により委員長を選出をお願いします。立候補またはご推薦はありますでしょうか。

今井委員        また今回も大村委員にお願いできればと思ひまして、推薦させていただきます。よろしく願いいたします。

片山課長        ありがとうございます。

大村委員を委員長にとのご発言がございました。大村委員に委員

長をお引き受けいただくことで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

片山課長     それでは、大村委員に委員長をお願いいたします。  
大村委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

大村委員長     また都営住宅指定管理者業務の審査に当たりまして委員長役を務めさせていただきます。進行役という形ですが、例年、皆様方もお慣れのことだと思っております。ただ、先ほど部長がおっしゃられたように、あるいは冒頭のプレゼンでありましたように、都営住宅の取り巻く環境は大分難しい問題がたくさん出て、それを適切に管理できているかという都営住宅の指定管理者の評価業務というのは非常に重要な役割であると思っておりますので、どうか皆様、慎重にご審議いただければと思っております。どうかよろしくをお願いいたします。

片山課長     それでは、委員長が決まりましたので、以降の進行は委員長にお願いしたいと思います。大村委員長、よろしくをお願いいたします。

大村委員長     それでは、議事を進めさせていただきます。まず、事務局から、次第3でございますけれども、「指定管理者の業務及び評価制度の概要説明」についてご説明をお願いいたします。

片山課長     資料2から資料5まで説明いたします。  
資料2は評価委員会設置要綱です。  
資料3は指定管理者制度の概要です。  
都営住宅の管理運営には、指定管理業務と業務委託とがございます。本日は指定管理業務について評価いただきます。  
また、指定地域等ですが、都内全域について、特命により東京都住宅供給公社を指定しています。  
資料4は指定管理者業務評価の流れです。一次評価を所管局で行いました。それを踏まえ、二次評価をお願いいたします。二次評価を踏まえ総合評価をし、9月中旬に公表する予定です。  
資料5を御覧ください。  
評語の内容は、Sは「管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設」。

Aは「管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設」。

Bは「管理運営が良好であった施設」。

Cは「管理運営について良好ではない点が認められた施設」です。

4段階で二次評価を行います。

以上です

大村委員長　　今、事務局から資料5まで説明いただきましたけれども、何かご質問等はございますか。

石丸委員も昨年度から参加していただいているので、ある程度、例年と特に変わったことはございませんよね。今までと同じだと思いますので。

続きまして、ご質問がなければ、次第4「事務局による一次評価」に移らせていただきます。

評価委員会といたしましては資料5の様式に従い評価を行うこととなりますが、これに先立って事務局で一次評価を行っていることですので、その結果及び「特命要件の継続」について説明をお願いいたします。

片山課長　　資料6から資料10までを用いて説明いたします。

資料6は一次評価基準です。東京都総務局が策定した管理運営状況評価指針に基づき、所管局で評価をします。個別の評価項目を3段階で評価し、得点を積み上げます。

都営住宅等の管理は、評価すべき項目として28項目設定しています。

全項目が水準のとおりの場合の合計点が「標準点」となり、都営住宅等の管理では34点となります。

標準点の1.33倍、46点以上はS、43点以上45点以下はA、30点以上42点以下はB、29点以下はCとなります。

令和5年度の業務の履行状況について、年度末時点で評価を行います。

資料7を御覧ください。一次評価結果です。

3段階で評価しますが、配点が倍となっている項目があります。都が重視する項目で、3段階評価で得た点数の2倍が得点となります。一次評価結果は合計で44点のため、Aとなっております。

それでは資料8-1を御覧ください。こちらの一次評価をするに

当たって根拠とした資料は、資料 8-2、参考資料の「事業報告（概要）」と、資料 10 の「令和 5 年行政監査における指摘事項」となります。それぞれ併せて御覧いただければと思います。

それでは、資料 8-1 の一次評価についてご説明いたします。

全確認項目で、おおむね適切に処理されていると認められました。

今回水準を上回ると評価して 2 点をつけたもの、昨年と比較し評価を下げたものについて、一次評価シートの記載順に上からご説明いたします。

まず一次評価、1 枚目の大項目「管理状況」、中項目「適切な管理の履行」の確認項目③「入居者管理業務」を御覧ください。参考資料は 17 ページ、18 ページと 45 ページとなります。

評価理由として、入居者管理業務全般についてはおおむね適切に実施してきたが、不適正事例の早期把握や解決に努めているものの、長期化している不適正利用案件について対応方針が決まっていなかったものがあつた。コロナ禍における高額所得者への明渡し指導については、文書による手続指導と電話による個別指導を並行して適切に実施してきたとしております。

前段部分についてご説明いたしますと、これは、居住者の不適正利用に対する指導を行っているが、令和 5 年度の行政監査において、通路や共用部に私物等が放置されたままになっているなど安全上問題があるような事例が見受けられ、窓口センターの対応方針が決まっていなかったため、対応方針を決定し計画的に取り組むべきと指摘を受けたものでございます。

こうした状況などから、昨年と比較し、評価を下げております。

次に⑦「高齢者・障害者等への対応」を御覧ください。参考資料は 23 ページ、24 ページとなります。

評価理由として、定期訪問対象世帯約 1 万 5,000 世帯に対し、年間で延べ 22 万回以上の訪問を行い、19 万回以上の面談を行うなど、仕様書に定める 2 か月に 1 回以上の頻度を大きく上回る訪問・面談を実施している。コロナ禍では電話連絡などの非対面により代替措置を行ってきたが、5 類移行後は 10 月から代替措置を終了。

また、地元区市町と連携して入居者の安否確認に必要な情報を相互に提供し合う協定の締結に努め、協定の締結状況を管理戸数割合で見ると 90.6%となっている。

未締結の区についても、引き続き連携の呼びかけとともに、高齢者見守り連絡会等に参加するなど、地元区の担当者と円滑、迅速に連携

することができるよう関係を構築している。その結果、救出件数は121件となり、取組強化前と比べ5.0倍の大幅増となっているとしております。

こうした取組を評価し、水準を上回るとしております。

次に⑧「事業者の独自提案事業の実施（巡回管理・自治会支援）」を御覧ください。参考資料は25から28、42ページとなります。

評価理由として、巡回管理業務相談員を配置し、巡回管理人の定期訪問等の同行等による業務支援を行うとともに、年4回の「巡回管理人通信」の発行や、自治会向けの広報誌「すまいのきずな」を年2回発行した。

また、各窓口センターに自治会向け専用ダイヤルを設置しているほか、自治会が抱える問題について、弁護士による無料法律相談会を月1回開催しているが、申込み可能な自治会数を5から6に増やすなど、自治会支援に取り組んでいる。

さらに、自治会が無理なく自衛消防訓練を実施できるよう、訓練の実施例や進め方を分かりやすくまとめた手引を作成しており、自治会等に配布した。

加えて、子育て世帯へのソフト面での支援策として、子育て世帯向けの広報誌の特大号発行や、学習と体験の場となるイベントを実施したとしております。

こうした取組を評価し、水準を上回るとしております。

次に、一次評価、2枚目の大項目「管理状況」、中項目「安全性の確保」の確認項目②「団地建物及び敷地調査」を御覧ください。参考資料は31ページと、45から48ページとなります。

評価理由として、巡回管理人により団地建物及び敷地の外観点検等の日常点検を実施しているが、都営住宅等の点字ブロックの不具合の状況を把握できなかった。また、遊具についても点検業者が行う定期点検の結果が共有されていないことに加え、不具合を発見することができなかった。その結果、適切な処置が行われなかったとしております。

これは、令和5年度の行政監査において都営住宅敷地内の点字ブロックに不具合が見つかったが、巡回管理人による3か月に一度の外観点検で発見できていなかったこと、また、遊具の不具合についても、点検業者が行う年1回の定期点検の結果も巡回管理人に共有されていなかったことに加え、巡回管理人も月に1回以上の日常点検で発見できていなかったため、適切に点検、修繕等を行い安全管理を

行うべきと指摘を受けたものです。

こうした状況から、昨年と比較し評価を下げております。

次に、一次評価、2枚目の下部分、中項目「適切な財務・財産管理」の確認項目①「収支状況（安定的な運営）」を御覧ください。参考資料は36ページとなります。

評価理由として、令和6年1月に（株）格付投資情報センターが指定管理者に対して行った発行体格付は、全国の住宅供給公社の中で収益規模・安定性が群を抜いていることなどから「AA」となっている。

また、国内住宅事業者として初めてアセットマネジメントシステムの国際規格ISO55001の認証を取得し、建物の維持管理に生かしている。

資金繰りの状況については、DSCR（負債に対する収入からの充当額比率）が1.18、当座比率が148%であり、資金繰りに支障はないと判断できるとしております。

こうした取組を評価し、水準を上回るとしております。

次に、一次評価、3枚目の上部分、中項目「事業の取組」の確認項目①「使用料の収納」を御覧ください。参考資料は38ページとなります。

評価理由として、初期滞納への対応や生活保護受給世帯の代理納付の推進などの取組により、使用料の収納率は97.2%であり、仕様書に定める目標値（95.0%）を上回る収納率を達成しているとしております。

こうした取組を評価し、水準を上回るとしております。

次に、確認項目②「居住者の収入の把握」を御覧ください。参考資料は同じく38ページとなります。

評価理由として、収入未認定世帯縮減のため、報告書未提出世帯等への指導、督促に積極的に取り組んでいる。収入認定率実績は99.3%であり、業務仕様書に定める目標値（96.0%）を上回る認定率を達成しているとしております。

こうした取組を評価し、水準を上回るとしています。

次に、中項目「利用者の反応」の確認項目②「職員の対応への満足度」を御覧ください。資料は40ページとなります。

評価理由として、窓口での職員対応及び巡回管理人の対応について、共に約96%の回答者が「良かった」または「まあ良かった」と回答しており、高い水準を維持しているとしております。

こうした取組を評価し、水準を上回るとしております。

次に確認項目③「管理に対する総合的な満足度」を御覧ください。  
資料は同じく 40 ページとなります。

評価理由として、指定管理者が行っている管理・窓口サービスに対する総合的な満足度では、約 88%の回答者が「満足」または「まあ満足」と回答していて、居住者の満足を得られているとしております。こうした取組を評価し、水準を上回るとしています。

次に、中項目「行政目的の達成」の確認項目②「都の政策と連動した事業」を御覧ください。参考資料は 41 から 43 ページとなります。

評価理由として、住宅政策審議会答申の「高齢者への生活支援サービスの向上」に関する提言の実現に向け、「東京みんなでサロン」事業への対応や、高齢化が進む自治会への支援（自治会向け専用ダイヤルの設置、弁護士による無料法律相談会の開催等）、大学と連携した学生入居による地域コミュニティ支援のほか、スマホ教室への対応、巡回管理人業務や安否確認の強化に努めたとしております。

こうした取組を評価し、水準を上回るとしております。

4 枚目を御覧ください。「特記事項」といたしまして、今回の評価ポイントのまとめを記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

次に、「要改善事項等」を御覧ください。令和 5 年度の行政監査で指摘を受けたものについて、先ほど説明したものと重複しますが、改善が必要なものとして記載しています。

まず、改善を要する点、改善が望まれる点として、①入居者管理業務全般についてはおおむね適切に実施してきたが、不適正事例の早期把握や解決に努めているものの、長期化している不適正利用案件について対応方針が決まっていなかったものがあつた。長期化している不適正利用案件について対応方針を決定し、計画的に取り組むこと。

②巡回管理人により団地建物及び敷地の外観点検等の日常点検を実施しているが、都営住宅等の点字ブロックの不具合の状況を把握できなかった。また、遊具についても、点検業者が行う定期点検の結果が共有されていなかったことに加え、不具合を発見することができなかった。その結果、適切な処置が行われなかった。点字ブロックについては、外観点検及び修繕を適切に行い、遊具についても定期点検の結果を有効活用し、巡回管理人による遊具の日常点検を適切かつ効果的に行うこととしております。

次に、これに対する評価対象年度中に行つた改善の取組です。

①公社本社において、全窓口センター所長等に対し、不適切利用案件に関する業務フローにおける対応の原則を確認するとともに、公社本社と窓口センターとの役割分担に基づき、対応方針等を整理した上で、所内会議を定期的で開催し、状況に応じてその方針を見直すよう周知した。

②－a、不具合があった点字ブロックについては、修繕を完了した。公社本社において全窓口センター所長等に本事例を共有し、巡回管理人の外観点検について、より慎重に行うことや、広い敷地の場合は自治会役員等へのヒアリング等で情報提供を求めること等を徹底するよう周知した。

②－b、遊具についても、定期点検結果表を各巡回管理人に配布するとともに、公社本社において全窓口センター所長等に対し本件を周知し、日常点検の確実な実施を求めた。さらに、日常点検表を改定し、定期点検の結果内容を分かりやすく記載するようにしています。

以上、28の確認項目において「水準を上回る」が8項目、「水準どおり」が19項目、「水準を下回る」が1項目であったことから、これらに配点を掛けて全て合計しますと44点となり、一次評価はAとなります。

最後に、「特命要件の継続」であります。資料9の説明を兼ねてご説明いたします。

評価理由は記載のとおりですが、都の総務局が策定した評価指針により、指定管理者を特命で選定した場合は、特命要件の継続の有無について評価委員が評価することとなっています。

特命要件は「特命の前提となった施設の位置付け」「東京都政策連携団体の特性と果たした役割」「都との連携体制」「事業の取組状況・進捗度」の4つとなっております。

資料のとおり、全ての項目について変更はなく、特命要件の継続がなされています。

一次評価の説明については以上でございます。

大村委員長　　今、事務局から説明がありました一次評価結果及び特命要件の継続に関しご説明がございましたけれども、ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いしたいと思います。

確認ですけれども、行政監査というのは定期的に毎年行われるものなのですか。

片山課長 毎年同じ局が当たるというわけではなくて、そのテーマに沿ったものを持っているところの局に入るというもので、今回は。

大村委員長 今回はこの都営住宅の指定管理者業務が行政監査の対象になったということで、実際に調査が実施されたのはいつですか。

山本課長代理 昨年の9月、10月頃になります。

大村委員長 昨年の9月、10月頃にされて、評価のときの考慮事項になった事項が指摘されたということですよ、内容としては。

片山課長 そうでございます。

大村委員長 分かりました。行政監査は毎年ここで行われるのではなくて、その時々テーマに応じてやられて、昨年度実施されたということですね。

片山課長 そうです。

大村委員長 分かりました。印象で恐縮ですけれども、私は都営住宅、特に高齢者世帯に対してS評価をつけているところというのは、非常に高齢者・障害者世帯の取組を熱心にやられて、こういう高い評価をされているのはあれだと思います。

一方で、行政監査の結果、指摘事項があったということで、それは安全性に関わる問題だったので、ある程度これは評点が0点になるのはやむを得ないことなのかなという気がいたします。

あとは、おおむね水準どおりの1点だということをどこまであれするかというのはなかなか難しい問題かなという気がします。よくやっているのだらうとは思うのですけれども、それがSになるかどうかというのはなかなか難しい問題で、ただ、今回の一次評価で私が受けた印象では、行政監査でこういう指摘事項があったということはややマイナスに働いて、通常であったらもう少し高い点が得られたのではないかなと思いますけれども、こういう一次評価の取りまとめになったのではないかなという感想を持ちました。

各委員で何かご指摘とかがございましたら、あるいはご意見でも

結構でございます。ご質問でも。いかがでございますか。

ちょっと印象的なことを申し上げると、行政目的の達成のところ  
で、能登半島とかウクライナ難民の受入れについて、おおむね水準ど  
おりとされているので、いいのかなど。逆に特記事項の中では、能登  
半島とかウクライナの難民支援にも協力しているという、これは国  
の施策との連動で東京都が積極的にやらなければいけないことを、  
指定管理者である東京都住宅供給公社がよくやっているという意味  
では、これは、一次評価では1点ですけれども、私は、ここは2点で  
もよかったのではないかなという気はしたのですけれども。それは  
変える必要があるかどうかは皆さんのご意見を聞きながらですけれ  
ども、印象としてはそういう印象を持ちました。

何かご質問や、あるいはご感想でも結構ですので、自由にご発言い  
ただければ。もちろん議事録には残ることになりますけれども。

今井委員 今、委員長がご指摘になったとおりで、ウクライナ避難民の方の支  
援と能登半島と、かつての東日本大震災の避難者の方に対する支援  
については、本来の都営住宅の仕組みの中での受入れではなくて、枠  
外で受け入れているという意味では、都の政策と連動した取組とい  
うことで、非常によくやっつけらっしゃることとしては、既に都営住  
宅の居住者として入居されている方たちとのコミュニケーションと  
かそういうのを含めて非常にご苦労されているという意味では、今、  
委員長がおっしゃったとおりで、普通というよりも高い評価をして  
もいいように私も思いますが。

もともと都営住宅に入居するという制度に基づいて入居したわけ  
ではなくて、都営住宅という公の施設としての施設があったときに、  
国際貢献とか、公益的な行政貢献ということで受け入れて、今までの  
都営住宅の入居者の方たちとのコミュニケーションの維持とか円満  
化にも努めたという意味では、高い評価をしていいのではないかと  
思います。以上です。

大村委員長 石丸委員や和気委員は何か。

和気委員 今のもなかなか難しいですよ。例えば能登半島で40件ぐらいの  
人を入れて、それを高いと見るのか。「よくやっていますよね」と、た  
しかに大変な状況だったから受け入れて、とにかく住まいを提供し  
た。「いや、いいじゃないですか」という話かもしれないけれども、

考えようによっては「たかが40件ぐらいですか」という話も一方で厳しい人は出てくるわけですよ。「400件じゃないの、40件？ これだけ数があつて40件か」という話になるので。数字の評価はすごく難しいなというのが正直なところです。

だから、2点に上げるのは全然反対ではないのですけれども、一方でそういう議論も起こり得るかなと。

大村委員長 一義的には、都営住宅というのは都民の住宅セーフティネットの役割を果たすけれども、東京都は国の首都であつて、国が非常に大きな住宅、災害上の問題が起きたときに、緊急避難的なストックとしてそれを提供する役割を東京都としてやられようとしていると。それに対して、指定管理者である住宅供給公社も、都と協議をうまくやって、それで何とか空きと、それから自治会との調整をやってやるということは、非常に僕はよくやっていることだろうなと思うのです。

量の問題はなかなか難しいとは思うのですけれども、そういう意味ではウクライナの問題であり、能登半島の問題であり、それから今井先生がおっしゃった東日本大震災で被災を受けた人を受け入れる。あるいはもっと前でしたら、あれは都民でしたけれども、三宅島のときも、一時、相当受け入れたという、そういう役割を果たすときに、東京都が主体的にももちろんやるのですけれども、指定管理者である東京都住宅供給公社が調整業務をやらないとなかなかできないのだろうと思うので、そこら辺は僕は高く評価してもいいのかなという気がいたします。

和気委員 別に私も反対しているわけではなくて。

大村委員長 分かります。量の問題はたしかに、和気先生がおっしゃたようにあれだと思えますけれども。

和気委員 やっているということは高く評価していいと思います。

大村委員長 石丸委員は何かございますか。

石丸委員 資料の中で拝見しますと、44ページでウクライナと能登半島の記載の箇所ですね。

ただ住居を提供しているだけではなくて、それに必要な備品であ

ったり、通信の環境であったり、多言語翻訳に関するサポートであったりと、ウクライナの方や、能登半島の方が、平常とは違った土地で生活することへのサポートを丁寧に遂行されていることからすると、JKKさんは非常にきっちりやっいらっしゃると考えますので、委員長のご提案に関して私は賛成です。

大村委員長　ただ、これ、1点加点になるだけですね。S評価にしても、1点だから45点ですね。

片山課長　配点が2倍になるので、今現在が2点のところを4点にする。そうするとS評価になります。

大村委員長　S評価になる。そこら辺は難しいところですかね。ただ、もう1つは、そうはいつでも、今回行政監査で受けられたことがあったというところがマイナスの部分で、諸手を挙げてS評価になるというのは。僕は45点になるのであれかなと思ったんですけども。

片山課長　配点が掛ける2なのです。

大村委員長　そうですか。分かりました。

石丸委員　ゼロ点の評価項目が1つあるにもかかわらず全体評価でSかと言われるとなかなか難しいと思います。

大村委員長　そうですね。ゼロ点があるところがね。そうすると、私が勘違いして、ここの部分はプラス1点かなと思ったものなので、あれですけども。

そういたしますと、一次評価においてAというのは、それなりに事務局でいろいろ苦心されて評価点数をつけられたのかなと思いますし、Sというのはどこも問題がなかったということで、ゼロ点が1つあるというのは少し問題があるかなという気がいたしますので、私が前言を翻すようであれですけども、一次評価の原案をこのままでという形で、Aという。総合点としてやっぱりA評価でという形でやったほうが、多分、今回なぜ去年のSに比べてあれになったかというのは指定管理者のほうも多分認識ができていて、改善事項も記載されているとおりで、一次評価案のA評価という形で取りまとめるとい

うことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

大村委員長　私がいろいろ混乱を招くような発言をしたかもしれませんが、ただ、指定管理者としては非常によくやっていたらしゃるのではないかなという気がいたしましたし、私、久しぶりに現地視察を今日午前中させていただいて、なかなか地域住民の方というか、団地の居住者の方がああいう形で集まって健康増進のためのプログラムをやられているというのは、なかなかいいことだなと思いました。

そういう点で、指定管理者業務としてこれからも継続される、特命継続というのを、説明されたとおりでと思いますし、よくやられているのではないかと思います。

ただ、昨年の行政監査の結果、指摘事項で少しマイナス評価になるところがあったということを加味して、全体としてはA評価、特段優れているのではないのですけれども、それなりに非常に、標準点以上を超えているA評価だという一次評価を、この委員会としても受け取る、承認するという形でまとめたいと思います。

そういう形で取りまとめをしたいと思いますので、そういう形でよろしゅうございますね。A評価という形で決定させていただきませう。

その他の内容について、今日、皆様からの発言を踏まえて、私のほうで事務局と調整を行った上で、最終的な取りまとめ案を作成して、後日、委員の皆様とご確認いただくようにしたいと思います。

それでは、委員会としての評価が決定いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

片山課長　大村委員長、ありがとうございました。

それでは、次第6の「その他」に移ります。

今後のスケジュールについてですけれども、本日決定いただいた二次評価を踏まえまして、8月中旬までに都において内容を取りまとめ、総合評価を決定し、指定管理者に通知することになります。

事務局からは以上です。委員の皆様から何かご質問等ありますか。

それでは以上をもちまして、都営住宅等の指定管理者評価委員会を閉会します。本日は長時間どうもありがとうございました。

—————14時48分 閉会—————